

平成25年度 宮城県環境影響評価技術審査会 会議録

- 1 日時 平成25年7月25日(木) 午後3時から午後5時まで
- 2 場所 宮城県行政庁舎4階 特別会議室
- 3 出席委員(7名)

菊地 立	東北学院大学 名誉教授
北川 尚美	東北大学大学院工学研究科 准教授
西城 潔	宮城教育大学教育学部 教授
平野 勝也	東北大学災害科学国際研究所 准教授
山本 和恵	東北文化学園大学科学技術学部 教授
山本 玲子	尚綱学院大学 名誉教授
由井 正敏	社団法人東北地域環境計画研究会 会長

(参考)

傍聴者人数：6名(うち、報道関係1名)

4 会議経過

(1) 開 会 司会(千葉副参事兼課長補佐(総括担当))

審査会は12名の委員で構成されており、本日6名*の委員の出席により、環境影響評価条例第51条第2項により、会議の成立を報告した。

また、県情報公開条例第19条に基づき、審査会を公開とし、会議録についても後日公開することの確認を行った。

※ 開会時は6名の出席であったが、1名が遅れて到着したため、最終的には7名の出席となった。

(2) あいさつ (安倍技術参事兼環境対策課長)

本日は、お忙しい中、御出席いただきまして、大変ありがとうございます。また、山本会長と山本和恵委員におかれましては、石巻まで現地調査に足をお運びいただきまして、大変ありがとうございました。

本日の議題は、前回からの引き続きであります石巻と気仙沼の2件の風力発電事業に加えまして、石巻市新蛇田地区土地区画整理事業の特定環境影響評価書がございます。特定環境影響評価は、平成23年12月に制定されました東日本大震災復興特別区域法に基づく特例手続でございまして、全国レベルで見ましても、JR常磐線復旧事業に続く2例目の適用でございまして、スピードを重視した手続となっている都合上、今回の審査会で、この蛇田に関しては答申を頂くことを予定としておりますので、本日は、多くの御意見を頂戴いただければ幸いです。また、石巻と気仙沼の2件の風力発電事業につきましては、前回までの審議を踏まえまして、本日、審査会としての御意見をおまとめいただく方向で御審議

を賜りたいと考えております。

以上につきまして、限られた時間ではございますが、活発な論議がなされることをお願いいたしまして、開会にあたりましてのあいさつとさせていただきます。

本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

(3) 審議事項

【山本会長】

それでは、議長を務めさせていただきます。本日は、審議事項として「石巻市新蛇田の特定環境影響評価書」、二番目に「気仙沼市民の森風力発電事業環境影響評価方法書」、三番目に「(仮称)石巻風力発電事業環境影響評価方法書」、以上の三件を予定しております。本日は、先ほど事務局から説明がありましたが、議事内容を考慮しまして、新案件であります石巻新蛇田の土地区画整理事業を一番最初に、さらに気仙沼風力から石巻風力の順に審議を進めてまいりたいと思います。また、石巻風力に関する審議内容には、貴重な動植物の特定につながる情報が含まれておりますので、貴重種に係る審議になりました場合には、傍聴人の方に、退席していただくことになるかと思いますが、どうぞ御了承いただきたいと思っております。

それでは、早速、1つめの案件から審議を開始したいと思います。

《参考人入室》

【山本会長】

それでは、事務局から案件の説明をお願いします。

①石巻市新蛇田地区被災市街地復興土地区画整理事業 特定環境影響評価書について

- 事務局説明 (辻技術主査) (略)
- 質疑応答

【山本会長】

どうもありがとうございました。それでは、質疑に入りたいと思います。

先ほどの説明、あるいは評価書全体に対しまして、何か御意見、御質問などございますでしょうか。本案件では、貴重種に関連する部分は少ないので傍聴者の方に退席していただく必要はございません。しかし、もし貴重種の生息場所の特定につながる御発言があります場合には、適宜言葉を選んで御発言いただければと思います。それではよろしくお願いいたします。

【菊地委員】

ただ今の大気質のところの説明なんですけど、影響は無い、小さいという結論のところ、その次の行に書いてあるのは、なぜならばということで、蛇田中央の事後調査ではほとんど影響がなかったと、同じような団地で同じような工事をするんだから影響は無いであろうという推測の根拠となっております。ただ、ここでいう蛇田中央の事後調査ということは、工事が終わったあと、住宅地として提供されたあとの調査ということで、問題はおそらく工事中だろうと思うんですね。工事中にどうなのかというチ

ェック、モニタリングはどのようになっていますか。

【事務局 辻技術主査】

特定評価書の82ページをお開きいただければと思います。82ページの下の表で、石巻局との比較がございませう。これは蛇田中央のときに実施した事後調査で、供用中ではなく、蛇田中央の工事を造成している最中の平成15年度から21年度にかけての間の結果となります。季節風が強い時期、あと、最も広範な造成工事が行われる時期に、工事と隣接するところのSPMと、通常の石巻局とのSPMとのその差を比較いたしまして影響があるのか無いのか調査しておりましたけれども、この結果をみますと、期間平均値では一番多く工事の影響があったところでも0.001mg、環境基準は0.1mgなので、ほとんど影響ない範囲内でした。そういう事後調査の結果から、今回についても影響が無いであろうと、この表を踏まえて推定しておりました。

【菊地委員】

では、前回の事後調査も工事中も含めてあるという理解でしょうか。

【事務局 辻技術主査】

はい、逆に言いますとSPMについては、工事中だけの事後調査になります。

【菊地委員】

それともう一点。同じ欄の前の方で年間の施工面積は同じだとあるんですが、今回の工程表を見ますと、南地区とその第二地区とで工期が重なる期間がありますね。そのときの工事面積というのは大きくなるのではないですか。

【参考人（事業者）】

お答えいたします。確かに全体でみた工期については、三地区で重なる部分があります。新蛇田地区が先行して既に着工されているんですが、大体工事の主要部分は着手後から1～2年の間に行われますので、幾分重なるところはあるものの順次進めていく感じになりますので、重複の部分はそんなに多くないとは思っています。

【菊地委員】

時間的、期間的にそんなに長くないとしても、その季節が季節風の強い季節に当たったりしますと、短時間であってもかなり大きな砂埃が舞い上がって住民に対して大きな影響が出るという可能性も想定されますので、その点、十分な御配慮をお願いしたいと思います。

それから、工事用の仮設道路が現在の施工のところは中学校に配慮して取り付けルートを変更したという説明がありました。で、南地区の方は中学校からは遠くなるんですが、すぐ近くに幼稚園などがあるようなんですね。こちらの方の取り付け道路、仮設道路が描かれていないんですけども、この辺についての配慮はどういうふうになっていますか。

【参考人（事業者）】

新蛇田地区の南側にJR仙石線が走ってございまして、その線路を挟みまして南側に幼稚園がございませう。それで南側の同様の搬入路を、資料1-2の位置図でいきますと図面の左側の農地の方からの搬入を今、想定してございませう。南の方の都市計画決定は本年の3月、事業の認可は今年の10月から11月頃を一つの目標としまして、今、関係機関と調整してございませうので、そういった中でも十分搬入路の方の検討もさせていただきたいかと存じます。

【菊地委員】

一応これについては了解しました。よろしく御配慮お願いします。

【山本会長】

今のに関連してなんですが、蛇田中央の工事ではあまり粉じんが出なかったというお話ですが、図面を見ますと風は北あるいは北西ですよね。そうしますとこの三陸道を挟んだ南東側が蛇田中央で、今回の新蛇田地区の方は三陸道よりも北側にありますよね。その地区は、ひよっとしたら蛇田中央よりも砂が舞い上がる可能性は高くないですか。

【参考人（事業者）】

風の条件としては一緒だと思っているので、基本的には蛇田中央と同様の条件ではないかと思います。

【山本会長】

でも、三陸自動車道は高いところを通っております。粉じんが盛土にぶつかって落ちてきそうな感じもするんですけども。

【参考人（事業者）】

多分、風はある程度遮蔽されているとは思いますが、想定できる予測条件としては風の強さですね。これを落としているので予測結果としては同じような数字がでると思います。逆に、ほこりが舞い上がったあとの風下側に三陸縦貫道があるので、風下側への拡散はある程度遮蔽されるのかなと想像しております。

【山本会長】

それは、要するに今回は確かめないということですか。

【参考人（事業者）】

予測としては、風の条件を与えて、出る数字を出していくということですが、ただ、さっきの御説明にもありましたように、不確実性が伴うのは事実でございますから、これについては工事中のモニタリングを行って状況を確認したいと考えております。

【山本会長】

分かりました。他の先生方がいかがですか。

【由井委員】

本編の205ページに環境類型区分がありますけど、この一番南側ですね。新蛇田南地区の一番南東側。この辺に湿地といいますか、大きい湿性草地在り広く分布しているんですけども、ここの休耕田はいつごろから放棄していたんでしょうか。震災後ですか、それともその前からですか。

【事務局 辻技術主査】

休耕田につきましては、震災前までは通常どおり営農しておりました、震災後に休耕田になったと聞いております。

【由井委員】

そうですね。ということは、ふた夏くらいしか空いていないということですね。評価書の144ページ、生態系のセンサスライン等を見ますと、この辺が調査対象に入っていないんですけども、今の205ページよりすぐあとの206から209ページあたり見ますと、チョウゲンボウですとかノスリ、それ以外の小鳥についても記録が載っているんですけど、この調査ラインに載ってないけど記録が出ているという意味は、生態系調査で何か補足的な調査をしたということではないんですか。

【参考人（事業者）】

144ページの調査ラインにつきましては、ラインセンサスとして定量的に把握するためのラインということで、実際の種を挙げるファウナあるいはフロラの調査というのは全域で実施しているのです、このラインから外れたところからも挙げられているということでございます。

【由井委員】

分かりました。あとは、これまでに秋、冬、春の現地調査をされていますけど夏が抜けていますよね。夏は事後調査でやるということですか。

【参考人（事業者）】

事後調査というよりも、むしろ今回特定評価書ということで出ささせていただいておまして最終的に補正をすることになるかと思えます。もし、その段階で載つけることができれば少し検討したいと思っております。

【由井委員】

間に合えば、ということですか。

【参考人（事業者）】

間に合えば。いずれ事後調査も含めて途中で切れることなく継続して調査はしてまいります。

【由井委員】

分かりました。いずれ湿原のような放棄地の由来が震災後2、3年前からということですから、そのあとに入っている数種の希少種はいると思えますけども、緊急復旧対策ですので、ある程度は野生生物のほうも妥協しなければいけないと思えますので、計画は、たぶん概ね、生物系に関してはよろしいと思えますけれども、いくつか対策も書いてあります。地上歩行性ものは逃げれる方向に順次工事をすると書いてありますので大丈夫だと思いますけど、もし、今後の調査で希少種等が見つかった場合、大きな調整池を作りますよね。そこが活用できないか検討してほしいと思えます。

【事務局 辻技術主査】

今の御意見に対することですが、調整池自体は、防災的な意味からコンクリート張りにして、常に空っぽにしておくような形で作るんですけども、ただそれとは別に区画内のところどころに緑地公園ですとか親水空間がありますので、そういうところを活用していくような形で検討したいと思えます。

【山本（和）委員】

午前中、現地を見させていただきました。見た感想では、やはりかなり大きな面積を宅地化するというので、供用後、建物が建ったあとの環境についても相応の事前評価をしておかなければいけないのではないかとすることは考えました。環境評価の項目の中の供用後の構造物の存在に関しては、いずれも検討がなされないということになっておりますが、現実的には、イメージ図にもありますとおりビッシリ住宅が建ちますし、コンクリート4、5階建てででしょうか、復興公営住宅も建つということですので、全て予定どおり建った状態での環境評価をするべきなのではないかと思えます。

少なくとも試算で結構ですので、CO₂の発生量ですとか、それから、通常、建物を建てる際に起因する雨水をそのまま流すのではなくて、雨水を利用する、あるいは浸透させるといったような水環境に対する負荷についても、環境アセスメント委員会から、

建てる際、計画する際の注意事項ということでメッセージを出すくらいはしておかなければいけないのではないかと思いますのですが、いかがでしょうか。

【事務局 辻技術主査】

今回の復興特区法に基づくアセスは、固いことをいうと、供用後については手引きの中に「○」が入っていないということが、理由としてございます。ただ、今、山本先生が言われたことも当然もっともだと思いますので、アセスの項目として入れるべきとまでは言いにくいところではあるんですけども、実際、2,300から2,400戸が建ち、7,000人から8,000人なりの方が集まり、しかもそのうちの何人かは当然車なりを持つことになろうと思いますので、精緻な予測とまではいかなくとも、大体これぐらい増えるだろうという簡易的な予測数値については事業者のほうに配慮を求めたいと思います。

水質につきましては、実際今回の工事というのは八箇年以上にわたっております。それで出来たところから部分的に供用を開始していきますので、工事中の事後調査の中で、供用が始まった部分の影響というものもある程度類推していけるのではないかなと考えております。あと、補足があれば事業者の方からお願いいたします。

【山本（和）委員】

17ページの汚水排水計画で、現段階でそういうことは難しいということで、どの段階であればできるというのがありますか。

【参考人（事業者）】

もう一度、お願いできますか。

【山本（和）委員】

供用していく中で、現状調査をして修正していくということは分かったんですけども、汚水排水についても現段階では推定することが難しいんだとすれば、その後の調査で分かっていくということでしょうか。

【参考人（事業者）】

今日見ていただいた新蛇田地区については、もう既に着工もしておりますし、ある程度の数字は推定されるんですが、南の方は、まだまだ設計段階でございまして、そういった意味でこの段階で推定するのは難しいという書き方にしています。

基本的には、地形的にも平坦であるということと、元々水田としての利用されており、地下水位としてもかなり高いところにあるということで、おそらく地下浸透という手法は多分採れないのではないかと。調整池で処理するというのがやむなしなのかなというふうに思っております。

【西城委員】

地盤のことについて確認させていただきたいと思うんですが、まず40ページの方に地形分類図というのがございます。事業区域はこの図でいいますと、かなりの部分、水色の平野という地形、これは地形学の方では、後背湿地という地形になると思うんですが、おそらくかなり軟弱地盤のところではないかと思われま。地盤についてどの程度の調査というかデータがあるのかということと、37ページの方に震災時の地盤沈下のデータがございまして、ここに挙がっているマイナス50センチからマイナス63センチというのは、地図中の7つ位の地点での値だと思うんですけども、この事業区域内で地盤沈下の状況なんかはどうだったかとか、そのあたりを確認させていただければと思います。

【事務局 辻技術主査】

地盤につきましては、既存の図書、資料などで重要な地形地質、地盤などはないという事は確認はしております。ここの施工といたしましては、田んぼの表土を剥ぎとったその上にサンドマットという砂利を一回敷き詰めて、その上に盛土をして、プレロードという形で転圧をかけることで、揚がってきた地下水を一回外側に出してそれ以上沈降しないという形にしたうえで盛土をし、安定した宅地を造成すると、方法としてはそのような形を想定しております。

【参考人（事業者）】

補足させていただきます。今回の特定環境影響評価の中には、地盤という項目はないので、この中では扱っていないんですけども、当然、事業計画の中でボーリング調査なりの試験を行いまして、どのぐらいの圧密沈下が予想されるか、あるいは工法、プレロードの高さ、そういうものを決めて実施しております。また、高い建物が建つような場所では、その場所で再度ボーリング調査を行いまして、基礎を決めるデータとして調査を実施するというところでございます。

【西城委員】

環境影響というよりも、地盤的なことが少し気になったものですから。基本的に、後背湿地ということだと、やはり軟弱地盤だと思いますので、震災の時にこのあたりはどうだったのかというあたりがちょっと気になったところです。

【山本会長】

よろしゅうございますか。他には。

【菊地委員】

この事業は、震災復興という特別な必要に迫られた事業だということで、それはそれで十分理解しているんですけども、新しい街が一つ出来るということになりますね。で、2,300戸という数千規模の新しい大きな街が出来るわけですが、新しい街を造るということに当たって、環境配慮ということで、どういうところに力を注いだのかということが、なかなかこの評価書を読んでも見えてこないところがあります。せっかくの新しい街ですから、こういう考えで、こういうところに十分力を入れましたというところを、強調じゃないですけども、そういうところの表現がもう少しあるんじゃないのかなと期待はしているんですが、そういうところを打ち出すような姿勢はどうでしょうか。

【参考人（事業者）】

お答えいたします。例えば6ページ。新蛇田地区についてなんですけども、元々が、震災復興、被災された方の終の棲家の再生を主眼としておりますので、当事業は基本的にはできるだけ多くの宅地をとというのが大前提なんですけども、被災された方々がこちらにみえられるということで、あまりに無味乾燥な街であつてもならないということが当然でございます。今回は、配置しております緑地あるいは緑道というものに、中央を流れる水路をうまく取り込みましてできるだけ親水のあるような施設にしようという計画にしております。宅地が非常に多くなる中、整備する緑地に少しそういった工夫を施そうという設計がなされております。

【山本会長】

ちょっと私の方から確認なんですけども、先ほど、菊地先生もおっしゃいましたが、これだけ大きな街が一つ新しく出来るわけです。今日も見てきましたけれども、いくつかの排水路、調整池の水は中江排水路に出すと。では、中江排水路というのはいったい、

今度はどちらに？ あれはオープンになっていますので、どこかで浄水する形になるのか、そのまま放出するのか、ちょっと心配です。雨水はそれで良いですし、もうひとつの汚水の計画量は分からないというお話なんですけど、量が分からないにしても、どういうルートでどこに出すのかというのを教えていただけますか。図面を見ても分からなかったものですから。

【参考人（事業者）】

汚水に関しましては、新蛇田、新蛇田南、新蛇田南第二地区とも、公共下水道の汚水の計画認可区域に入れまして、公共下水での処理というものを考えてございます。下水道の本管に流入された汚水に関しましては、石巻市の蛇田から見ますと北東部にあります浄化センターに集められまして、そこで浄化されたあと、旧北上川の方に放流される計画になってございます。

【山本会長】

中江排水路から出ていく雨水はいったいどこにつながっているんですか。

【参考人（事業者）】

中江排水路に流します雨水に関しましては、下流側に、今度は中の堀という排水路がございまして。中の堀から資料1-2の箇所図でいきますとJR仙石線蛇田駅という明記がございまして、その蛇田駅の近くに北北上運河に排水する排水機場がございまして、そちらの排水機場から北上運河の方に放流され、その後は定川、そして太平洋という流れになってございます。

【山本会長】

今日、ちょっと見させていただきましたら結構濁っているんですね。雨水がね。あれって大丈夫かなとちょっと心配したんですけども。雨水は一旦、調整池に集められ、必ずそこを経由するんですか。

【参考人（事業者）】

区画整理地内に降りました雨水に関しては、必ず調整池の方に流入されてそれからの排水という形になります。

【山本会長】

それで汚染がなければ大変ありがたいことだと思います。

他に先生方のほうから御質問は。

【由井委員】

5ページの土地利用計画について、先ほども緑地等の計画はどうなっているかと質問がありましたけれども、ここの三箇所の各公園と緑地ですね。施工後のパーセンテージを見ますと、合計で7、8パーセントというところもあるんですけども、この土地区画整理事業においては、平野部の主に平地の開発なので森林とは違うとは思いますが、法令上は何パーセントの緑地確保率でしたか。

【参考人（事業者）】

区画整合法上は、施工区域の面積に対しまして3パーセントという基準になってございます。

【由井委員】

ここも3パーセント以上であれば、法令上はクリアするということですね。公園と緑地合わせてみていいですか。

【参考人（事業者）】

あくまでも公園としまして3パーセントという形になってございます。緑地に関してはその事業の状況によりまして、適宜配置という形になります。

【由井委員】

そうですか。そうしますと例えば新蛇田南第二は4.2パーセント。だから3パーセントをクリアしている、そうみればいいんですね。ギリギリよりはちょっと上だという感じでは分かりました。それで先ほど言ったように調整池だとかですね、そういったところも活用すればより緑豊かになるのかなと思ったんですけども。普段、空にしておくことで少し残念ですけども、先ほどそこに汚水処理水が来るとおっしゃってましたよね。

【参考人（事業者）】

調整池には汚水は入りません。雨水のみです。

【由井委員】

雨水が来るのをただ待っていて、それをただ排出するだけという、その繰り返しのわけですね。

【参考人（事業者）】

そうですね。どうしても防災上必要だという施設になってございます。

【由井委員】

そうですね。でも、これまでいろんなところの各県の調整池の実態もそうだし、計画時も何かピオトープを造っているようなところがあったような気がしたんですけども、ここはそれはできないということですね。わかりました。

【山本会長】

他に。先生方の方から御意見ございますでしょうか。

最後に、つかぬこととお伺いしますが、先ほど、区画整理をやったあとの造成のイメージ図が載っておりましたけれども、例えばここでは太陽光パネルを設置するなどの特別な配慮、そのような計画はございますか。

【参考人（事業者）】

新蛇田地区のイメージ図が記載されているかと思うんですけども、公営住宅の屋上にはそういった太陽光パネルなど配置しまして、発電の方を考えている状況です。

【山本会長】

かなり大規模になるんですか。

【参考人（事業者）】

この地域全体の電力を賄うといった規模ではないんですけども、非常時には2、3日とかですね、そういった発電ができるような形のものを想定してございます。

【山本会長】

そうでしたら、是非そういうようなことも、先駆的な仕事として記載していただくとありがたいですね。

他には先生方いかがでしょう。無ければ次の審議に移りたいと思いますが、よろしゅうございますか。

それではここで質疑を終了させていただきます。参考人の皆様どうもありがとうございました。

②気仙沼市民の森風力発電事業 環境影響評価方法書について

- 事務局説明 (辻技術主査) (略)
- 質疑応答

【山本会長】

どうもありがとうございました。かなり駆け足での説明をいただきました。先生方の方からこれに対しまして御意見ございますでしょうか。

答申案になります素案は左側の部分になります。これだけの項目でよろしいかどうかということについて、先生方の御意見を伺いたいと思います。特にございませんでしょうか。

御欠席の先生方からは、何か御意見はございましたか。

【事務局 辻技術主査】

今日御欠席の先生については、事前にメールで送信いたしまして、概ねこのとおりで問題ないといただいております。

【山本会長】

と言うことですが。はい、由井先生。

【由井委員】

御欠席の先生のところの文章が、専門外なので分かりにくい。1番目の1の騒音の(1)なんですけども、「地形や建物の影響についても考慮すること」ってありますね。地形は何となくわかるんですけど、建物は、例えば私たちが考えるのは建物に反響してとかそんなふうを読むんですけど、右の方を読むと建物の何階かによって騒音が違うのではないか、とかそういうことを言ってると思うんですけども、建物の影響と言うのは具体的に、先生がおられないと分かんないんですけども、どういうことでしょうか。やはり構造の問題ですか。建物へ影響すること、そのときその建物がどういう構造をしているか、そういうことですよ。

【事務局 (辻技術主査)】

ここで書いている建物の影響というのは、ある地点の騒音を予測するときに、発生源と予測地点の間に別の建物があつたら、その建物によって騒音が遮蔽されることでそこが少なめに出る可能性があります。予測地点と発生源の間で遮蔽する建物があるのかどうか、そういう意味での建物という表現です。

【由井委員】

建物というか、間にある構造物、人為構造物ですよ。

【事務局 (辻技術主査)】

そうですね。まあ人為構造物になりますね。

【由井委員】

それだと分かりやすいんですけども。事業者は分かるでしょうからそれでいんですけど、私にはちょっと分かりにくかったものですから。

【山本会長】

確認させていただきます。由井先生、「建物」ではなくて、「人為的構造物」というふうにした方が先生としては分かりやすいという意味ですか。

【由井委員】

たぶんそうだと思いますね。建物というとき、いわゆる影響を受ける方なのか、今言うように途中にあって本物の影響を受けるべき建物に間接的に影響を及ぼす方なのか、両方に捉えられますので。ここでいうのは、間にある構造物か、最終的な予測対象である建物に、それか民家等に影響するということを言いたいわけですから、区別した方が分かりやすいのではないかと思います。事業者が分かるのであれば私はいいですけど。

【山本会長】

何かこの点に関して、何か他に先生方の御意見ありますか。

【山本（和）委員】

それは測定点を増やすということではないんですか。

【山本会長】

どこの測定点？

【山本（和）委員】

測定点といいますか、建物の何階に受音点があるかということなので、1階と2階の予測が変わるんじゃないかっていうことも含まれているんじゃないですか。

【山本会長】

それは後段のところの高さ方向も含めてと書いて、後段で触れた文章がありますので、前段には含まれていないと思います。この「建物」を「人為的構造物」に替えても特に問題がなければ、それでも良いかと思いますが、事務局の御意見はいかがですか。

【事務局 辻技術主査】

そちらの表現については検討させていただきます。確かに、由井先生から御指摘があったように、その建物がどういう構造であるかによって、中の騒音がどうなるかというふうにも読めてしまうような気がいたしますので、ここの表現については適宜調整させていただきたいと思います。

【由井委員】

わかりました。

【山本会長】

他ではいかがですか。特にございませんか。もしなければ今の事項に関しまして、あとで調整をさせていただくということで、この素案を了承していただくということによるしゅうございますでしょうか。細部の文言ですとかは、私と事務局、場合によっては根本副会長も含めて調整させていただくということでいかがでしょうか。

<異議なしの声>

それでは、御了承いただきましたようですので、今回の気仙沼に関する審議を終了させていただきます。

それでは、次の審議事項の3つ目になります「(仮称)石巻風力発電事業環境影響評価方法書について」に移りたいと思います。この案件につきましても、先ほどの気仙沼の議案と同様に、まずは答申案に係る審議を行いたいと思います。

前回の審査会で由井先生から御指摘のありました、実施済みの予備調査を取りまとめた報告書あるいは女川町における土地区画整理事業の概要につきましては、答申案に係

る審議をいったん終了してから、傍聴人に御退席いただいたあとに行いたいと思います。それまでは傍聴人の方はいらしていただいてもいいと思います。それでは事務局からの御説明をお願いいたします。

③-1 (仮称) 石巻風力発電事業 環境影響評価方法書について

- 事務局説明 (辻技術主査) (略)
- 質疑応答

【山本会長】

どうもありがとうございました。

それでは先生方、今回の答申に関しまして、何か御意見がございましたらお願いいたします。

【平野委員】

4ページ目の全体的事項の(2)のところですが、この案件は、やはり景観の話がちょっと問題かなと思っていますので、下から2行目に「環境の保全に最大限配慮する」と書いてありますけど、「環境」を「環境・景観」にさせていただきませんか。平面計画を考えながら、景観の保全にも努めていただきたいと思います。

【事務局 (辻技術主査)】

すいません。4頁目の(2)の下から2行目を「環境・景観の保全に最大限配慮する」ということですか。

【平野委員】

ええそうです。

【事務局 (辻技術主査)】

はい、分かりました。

【平野委員】

環境だけの保全ではなく、景観も保全対象となるということです。広く環境に含めるという話もあるんですけども、ここは明示的に示した方がいいのではないかと思います。

あと、もう一点よろしいですか。これは質問なんですが、私が申し上げた意見ですと、景観の(2)番に「市営石巻霊園を追加すること」とありますが、石巻霊園って実は相当な霊園団地になってございまして、色んな高さ、色んな場所に霊園がございまして。その間に森が入っていたりですね。かなり複雑な霊園になってございまして、この書き方だと、一箇所、一番大丈夫なところをやって、そこから見えないから大丈夫だとやらねかねないので、やはり複数設定しろとか、最も見えるところ、最も見えないところを選んでやれとかですね、もう少し丁寧にやらせていただきたいと思います。そこはいかがでしょうか。

【事務局 (辻技術主査)】

今、平野先生がおっしゃったことはもっともだと思いますので、そのような形で答申の方を調整させていただきたいと思います。最も見えるところ、最も見えないところを十分踏まえて、複数設定することと、そういった形で調整したいと思います。

【平野委員】

少なくとも、複数やらせていただければと思います。

【山本会長】

他には。はい、由井先生。

【由井委員】

今の最後の(2)の全体的事項の、下から3行目。「必要に応じて設置する外部有識者委員会からの意見を踏まえて」ってありますが、これは事業者側が出してきた案なんですよ。それで、必要に応じて設置するってあるので、「事業者側が」というのをどこかに入れないと、こちらの知事が設置しなさいと言ってるように誰かが取ってしまうような気がしますので、どこかで「事業者側が設置する」というのを入れた方がいいのではないのでしょうか。

【事務局（辻技術主査）】

主語、述語の関係をはっきりさせるように調整させていただきたいと思います。

【山本会長】

他にはいかがでしょうか。

【北川委員】

設置場所も含めて検討すると言っていましたよね。

【山本会長】

3ページの(1)ですか。

【北川委員】

景観の(3)ですね。配置計画の見直しを含めたところですが、風車だけではないと思うんですよ。風車を置いたところから送電線をつながなければいけないじゃないですか。つなぐところまで延々と引かなくてはいけないですよ。そちらが手薄になるといけないなど、現地行ったときも思いました。風車さえ見えなければという問題だけではなく、そのあとの接続部分で色々建てる際にいっぱい木を伐らなくてはいけないですよ。またあっちこっち。

【事務局（辻技術主査）】

景観のところなので、風車の配置としてるんですけども、今北川先生がおっしゃられたことは、土地の改変に関して。

【北川委員】

両方考えなきゃいけないんじゃないかというような気がします。

【事務局（辻技術主査）】

景観の(3)のところは、あくまでも景観のところに入っているんで配置という表現で、土地を改変する場所については全体的事項の中で……。

【平野委員】

そうではなくて、ちょっといいですか。送電線ってアセス対象になるんですか。

【北川委員】

そこまでの引き方が、私もちょっと。

【事務局（辻技術主査）】

送電線単体ではアセスの対象にはならないですけども、発電施設の事業地内の送電線については、一定程度は対象になります。

【平野委員】

対象にできる。であればおっしゃるとおりだと思うので、送電線による地形改変、景

観改変についてもちゃんと考えなければならないですね。

【事務局（辻技術主査）】

すいません、北川先生が言われたのは、景観のこともそうですし、景観以外も含めた送電線による土地改変の場所も考慮するべきだと、そういうことでしょうか。

【北川委員】

そうですね。景観だけを考えて場所を決めてしまうと、今度は送電線をつなぐところまでの距離が異常に長くなって、改変エリアが増えてしまうというんですか。その辺の折り合いっていうのを、ちょっと難しいですけど、多角的に考えなくてはいけないんじゃないかと思います。

【事務局（辻技術主査）】

今の御意見を踏まえますと、配置計画だけではなくて、送電線とか土地改変も含めて多角的に立地を検討するというような、含みを持たせたような形で。

【平野委員】

含みよりも、送電線も我々審査しますよっていう姿勢をちょっと明快に出した方がいいかもしれません。送電線は通常対象事業じゃないと思っているかもしれません。風車の配置だけちょっと工夫をして、その結果送電線ですごいことになるということも我々は恐れているということをお伝えした方がいいんじゃないですか。文言がちょっと思いつかないですね。どこに書けばいいですかね。

【山本会長】

今おっしゃったことからしますと、風車だけではなくて、送電線を含む土地改変を伴うような事項に関しても全体的に考えて立地、配置を検討すること、こういうことですか。

【平野委員】

はい。

【山本会長】

細かい文言はちょっとまた検討させていただきますが、今おっしゃったことをまとめると大体そのようなことかと思いますがいかがでしょうか。

【事務局（辻技術主査）】

今いただきました御意見踏まえまして、調整させていただきます。

【平野委員】

景観の(3)の文言を、今、景観だけになってますが、全体的事項の(3)にして、景観及び土地改変に係る事項として後ろに付けるのを基本にして、あとは会長一任にします。

【山本会長】

今言ったことは、景観だけではなくて全体的なことですから、全体的事項にということですか。

【平野委員】

景観の(3)から抜いてしまっって、全体の(3)に入れてしまうと。

【山本会長】

個別に両方いれても構わないかなと私は思いますが。

【平野委員】

あとはお任せします。送電線を見るということが伝われば。

【山本会長】

平野先生にお聴きしてよろしいですか。先ほどの全体的事項の中で、「環境」の保全だけではなくて、「環境・景観」というふう記載しますと、今度はこの場合の「・」の左側にある「環境」という言葉が、一体何を限定した環境かと思われてしまうので、これをどうしたらいいか先ほどから考えていたのですが。

【平野委員】

私の分野では、だいたいそのように使っています。環境と景観を対比的に使う場合は、景観といった場合の環境は、人間との関わりを持ったものとして扱われていて、環境というと人間と関わりが薄くて生態系システムが人間の作らせたものとはあまり関係のないところで勝手に動いているという部分のことを環境というふうに使っていますが、確かに両方とも本来環境なので「・景観」を付ける必要は無いんですが、景観のことについてはかなり厳しいことを言っているのので、環境とだけ言うとちょっと弱いかなと思って先ほどのような意見を申し上げました。

【山本会長】

意図はよく分かりますので、もうちょっと適切な入れ方はないかなと。

【平野委員】

なるほど。

【山本会長】

景観に重点を置くという意味では、先生の御意見よく理解できるんですけども、そうすると、他の環境要素のインパクトが非常に弱くなる懸念があります。他の先生方の、景観以外にもたくさん出ている他の御意見に対する配慮が弱くなるかなというふうに思いました。場合によっては、ここのところもそれぞれの項目を忘れずに、環境の保全の「環境」の中に、特に喚起していただくような言葉をカッコ書きで付けるなり、追加するなりということも考えられると思います。

【平野委員】

会長、結構です。さっき(3)でかなり景観と土地改変については私が言っている景観の話に近い話が全体の方にきますので、そちらに任せてこちらは、先ほどの「・景観」はやめて基の文案のままですらやしましょう。

【山本会長】

どちらにしましても、この件に関しましては、文章を若干変えたり付け加えまして、メールで先生方にもう一回御検討をお願いする形を取りたいと思います。

【平野委員】

私は一任で構いませんよ。

【山本会長】

そうですか。一応、それでは一任していただいて、一応こういう案ですよ、とお送りします。多分その際は、御意見いただく期間があまりない可能性が出てきます。短い間でもそのような形で御了解をいただいたうえで最終的に決めるという、そういう手順を踏ませていただきたいと思います。

よろしいでしょうか。他にもしなければ、次の猛禽類に関する審議に移りたいと思いますので、傍聴席の方は席を外していただければと思います。

《傍聴人退室》

《参考人入室》

【山本会長】

では、事務局から説明をお願いいたします。

③-2（仮称）石巻風力発電事業における希少猛禽類の動向について

- 事務局説明（辻技術主査）（略）
- 質疑応答

【山本会長】

どうもありがとうございました。それではさっそく御意見、御質問に入りたいと思います。はい、由井先生。

【由井委員】

（仮称）石巻風力の全体的な事項は、先ほど、公開で質疑をしたおおよそ合意された答申案のところで、外部有識者委員会も事業者側が設置するという事になっておりまして、調査データを既往のものも含めて集めて、その外部有識者委員会で検討されて、結論ができればそれを尊重するというのがこの審査会のスタンスになると思います。時間はかかると思いますけどもね。準備書、評価書に進んでいく過程で反映されてくると思います。

[Redacted text block]

そしてもう一つ。前回も言ったと思いますけど、環境省の『猛禽類保護の進め方（改訂版）』の50ページには、「事業計画地と過去の生息地が重複する場合は、その営巣中心域の環境改変は避ける必要がある。」と書かれています。

[Redacted text block]

今の手引きの2段落目には、「また採食地として予測される場所についてもできるだけ環境改変が無いように事業を進めることが望ましい。」と書いてあるんですね。

[Redacted text block]

どうぞよろしく願いいたします。なお、新蛇田土地区画整理事業について追加の御意見等がございましたら、8月5日月曜日までに事務局宛てにお寄せいただければと思います。

なお、石巻風力及び気仙沼風力の2件の方法書に対する答申につきましては、先ほど山本会長からお話がありましたとおり、山本会長と事務局のほうで調整いたしまして、答申を確定しまして、これを踏まえて知事意見を提出することとしておりますので、今後とも忌憚のない御意見をいただければよろしいかと思っております。今後とも御指導賜りますよう、よろしく願いしたいと思います。

事務局からの連絡事項については以上でございます。

【山本会長】

それではこの点に関しまして、何か御質問等ございますでしょうか。無いようですので、これで本日の議事の一切を終了させていただきたいと思っております。以上をもって議長の役目を終わらせていただきます。

【司会（千葉副参事兼課長補佐(総括担当)）】

山本会長、大変ありがとうございました。委員の皆様方には、お忙しいところ御審議いただき、誠にありがとうございました。

それでは、以上で本日の環境影響評価技術審査会を閉会いたします。誠にありがとうございました。

< 閉 会 >